

滋 屋 外 審 第 2 号

平成19年(2007年)11月9日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

滋賀県屋外広告物審議会

会 長 山 崎 正 史

滋賀県景観計画の策定に伴う、琵琶湖辺における
屋外広告物の規制のあり方について（答申）

平成19年9月6日付け滋都計第860号で諮問のあったこのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1．滋賀県屋外広告物条例第5条の規定の改正について

風景条例に基づき定められた琵琶湖景観形成地域を、滋賀県屋外広告物条例第5条に基づく禁止地域に指定することは適当である。

2．滋賀県屋外広告物条例第12条第1項に規定する基準の改正について

琵琶湖辺においては、上記1による地域指定の変更をした上で、原則として現行の禁止地域における基準を上回る規制内容とすること。具体的には案内図板および自家用広告物の許可基準について以下の見直しを図ることが必要である。

- ・案内図板について、規模および高さの制限を強化すること。
- ・自家用屋上広告物について、高さの基準は景観計画等における建築物の高さ規制と整合を図ること。
- ・自家用広告物の総量規制については、現状を把握した上で、店舗の規模等に応じた適切な基準となるよう検討すること。

< 附帯意見 >

違反広告物への対応

違反広告物が多い現状を鑑みると、規制の強化を図ることは一方で違反を助長するという負の結果を招くことが懸念されるところであり、規制強化とあわせて違反広告物に対する適切な対応がなされることが不可欠である。当審議会は、この度の琵琶湖辺における屋外広告物の規制強化が真に実効あるものとなるよう、取締り体制等を整備して是正措置に必要な調査および広告主への通知・指導を徹底することにより、違反広告物の解消に努めるよう強く要請する。

景観計画との連携

県土の中央に琵琶湖を抱く滋賀県は、広がりつつながりの風景をその特徴としている。屋外広告物行政においても、こうした湖国の広域的な景観保全に資することが重要である。

また、歴史・文化的資産の多い滋賀県には、琵琶湖辺以外にも保全すべき景観を有する重要な地域や、新たに良好な景観を創出しようとする地域が数多く存在する。今後これらの地域における屋外広告物のあり方については、各景観行政団体が策定する景観計画と連携を図りながら、規制を強化する区域の拡大も含めて、地域の特性に応じた規制内容の検討がなされることが望まれる。